

知識探訪

多民族社会の横顔を読む



【第9回】光成歩(みつなり・あゆみ)
(東京大学大学院総合文化研究科)

マレー人の改宗とふたつの裁判制度

2000年代以降、「マレー人によるイスラムからの改宗」が裁判係争として顕在化している。近年もっとも大きな議論を呼んだのがリナ・ジョイ(元の名はアズリナ・ジャイラニ)の係争である。リナ・ジョイはキリスト教徒男性との結婚を望み、1997年から約10年にわたって「イスラムからの公的な改宗」(以下、「改宗」、「棄教(murtad)」と称されることも多い)を試みてきた。しかし2007年5月30日、マレーシア連邦裁判所は「改宗」手続きはシャリア裁判所で行うべきと判断し、リナ・ジョイの訴えを

そが「改宗」をあつかう唯一の適切な裁判所であると反論した。

「リナ・ジョイ係争」のもうひとつの争点は、マレー人による「改宗」の可否である(「信教の自由」(憲法11条)の問題として提示された)。憲法が定める「マレー人定義」(憲法160条)の要件のひとつはイスラムである。このためマレー人の公的な「改宗」は、宗教のみならず民族の越境をも含意することになる。

しかし、連邦裁判所は「マレー人定義」や信教の自由についての直接の判断を避け、管轄問題という手続き上の争点に限定して判決を下した。管轄の境界設定に焦点を絞ることで「改宗」についての

「リナ・ジョイ係争」にみる 民事裁判所とシャリア裁判所の管轄問題

棄却した。

「リナ・ジョイ係争」の争点のひとつは、民事裁判所とシャリア裁判所のどちらが「改宗」を認定すべきか、という管轄問題だった。現行制度には「改宗」をめぐる裁判管轄に一貫した決まりがない。このため多くの場合、「改宗」そのものではなく、管轄の帰属が争点となるのである。

マレーシアの民事裁判制度は、連邦裁判所を頂点とする民事裁判所と、各州独立して州のイスラム条例を適用するシャリア裁判所からなる。シャリア裁判所は、ムスリムの家族法・相続法とイスラム教義に関する事柄を主としてあつかい、非ムスリムは含まない。他方、民事裁判所の管轄はシャリア裁判所の管轄を除くとされており(マレーシア連邦憲法121条1A項)、ふたつの裁判所は排他的な関係にある。しかし実際には、「改宗」についての州の規定にばらつきがあるため、「改宗」をめぐる裁判管轄は判例によって暫定するにすぎない。

「リナ・ジョイ係争」では、民事裁判所に「改宗」の認定を求めていたが、イスラム当局(連邦直轄領イスラム宗教委員会など)側はシャリア裁判所こ

実質的な判断を避けたのである。あるいは、管轄に争点を収れんさせることで、「改宗」の是非についての意見分裂が防がれていると言い換えることもできる。それほどまでに、マレー人の「改宗」は政治性の高い問題であり、公的な問題化がタブー視されるのだ。

いずれにしても、係争が当事者を超えて社会問題化し、コンセンサスが成立していない場合、判決がすなわち解決とは言い難い。「リナ・ジョイ係争」は近年の改宗問題をめぐる係争のなかでもっとも先鋭的な問いを発した、端緒となる係争である。マレー人の「改宗」については問題提起がなされたばかりであり、今後の展開に注意する必要があるだろう。

【執筆者プロフィール】1982年、岡山県生まれ。東京大学大学院総合文化研究科(地域文化研究専攻)博士課程2年。学術修士。専門はマレーシア地域研究。婚姻と改宗という境界事例を起点に、マレーシアの司法制度全体がイスラムをどのように位置づけてきたかを究明したい。